

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



11月は畜産環境月間です。

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上
これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニール等）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ◆堆肥処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

※管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。

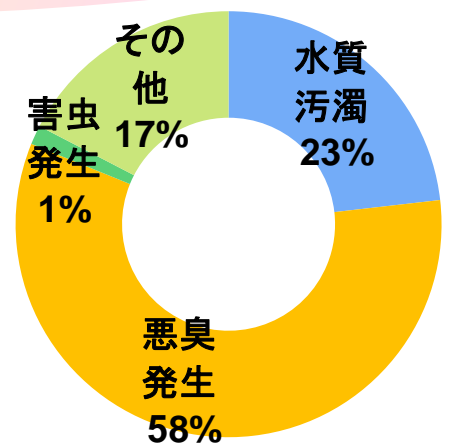
地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。

悪臭発生対策として、

- **畜舎からのふん尿の早期搬出**
- **畜舎内外の清掃**
- **適正な堆肥化・浄化处理**
- **圃場での散布後の速やかな耕起**

県では関係団体と連携して熊本県耕畜連携推進協議会を設置し、家畜排せつ物の適切な管理を通じて生産された良質な堆肥の情報等を提供するなど、環境保全型農業や耕畜連携を推進しています。詳しくは、協議会HP「くまもと堆肥ネット」をご参照ください。



畜産経営に起因する苦情発生
令和元年7月～令和2年6月

この記事の問い合わせ先

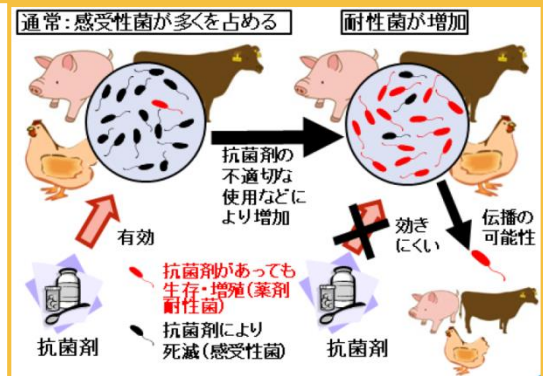
- お近くの地域振興局農業普及・振興課
- 熊本県耕畜連携推進協議会事務局
096-333-2398（熊本県農林水産部畜産課）
096-328-1025（JA熊本中央会
担い手・法人サポートセンター）

11月は薬剤耐性(AMR)対策推進月間

抗菌薬（抗生物質）が効かなくなる薬剤耐性（AMR）が世界的な脅威となっています。日本では毎年11月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」に設定し、普及啓発活動を進めています。

薬剤耐性対策として畜産関係者の皆様には「抗菌剤の慎重使用」の徹底をおねがいします。

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の用法・用量を遵守し、使用を真に必要な場合に限定することが対策の基本となります。



詳しくは以下の農林水産省HP及び動画、AMRリファレンスセンターをご覧ください。

農水省：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

(動画)：https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html

AMRCRC：<http://amr.ncgm.go.jp/>

海外から携帯品で持ち込まれた豚肉製品から アフリカ豚熱（ASF）ウイルスが分離されました

令和2年8月にフィリピンから持ち込まれた豚肉製品から、ASFの生きたウイルスが分離されました。ASFウイルス分離事例は3例目で、平成31年(2019年)4月に海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する対応を厳格化してからは初の事例です。

また直近では、10月21日に持ち込まれた豚肉製品からASFウイルスの遺伝子が検出されています（国内90例目）。

動物検疫所では違法な畜産物の持ち込み等に対して、対応を厳格化し、水際における動物検疫を徹底していますが、依然としてASFの国内侵入のリスクは高い状況にあります。

技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている場合は、従業員に対し、母国から肉製品が郵送されないよう注意喚起をお願いします。
従業員が受け取っている国際郵便等の中に違法な肉製品が含まれている疑いがあった場合には、家畜保健衛生所及び動物検疫所に連絡するよう、併せてお願いいたします。

実際にウイルスが分離された豚ソーセージ



羽田空港で採取されました。
税関や動物検疫所で検疫探知犬が探知し、持ち込みが発覚しました。

香川県で2例の高病原性鳥インフルエンザ発生

令和2年(2020年)11月に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。**11月5日に三豊市、8日に東かがわ市**の採卵鶏農場(それぞれ33万羽、4.8万羽を飼養)で発生があり、現在防疫措置が進められています。家さんにおける国内の発生事例は平成30年1月以来です。

熊本県では、防疫対策を強化するために、関係機関及び養鶏農場への情報提供、飼養家さんの健康状態の確認、熊本県高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催等の緊急対応を行っています。

今期の高病原性鳥インフルエンザについては、10月末に韓国及び北海道で野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(いずれもH5N8亜型)が検出されていました。

現在、全国の野鳥サーベイランスにおける対応レベルは、「対応レベル1(情報収集・監視)」から「対応レベル3(監視強化)」に引き上げられており、死亡野鳥等の調査・監視を続けています。死んだ野鳥を発見された場合には、阿蘇地域振興局林務課までご連絡をお願いします。(22-1117)

今後も発生リスクは高まっている状態にあると考えられます。関係者の皆様におかれましては、県内の農場で本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて必要な人員や緊急連絡先の確認をお願いします。

今月から高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間です！！

熊本県では11月1日～4月30日を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、ウイルスの侵入防止および万一の発生時のまん延防止対策を強化しています。

家さん飼養農家におかれましては、引き続き飼養衛生管理基準の遵守及び本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へご連絡ください。

飼養している家さんに以下の様な症状が認められた場合は、家畜保健衛生所にご連絡ください。

- ・1日の死亡羽数が、過去3週間の平均死亡羽数の2倍以上となった場合。
- ・鶏冠、肉垂などのチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を示している家さんがいる場合。
- ・5羽以上の家さんがまとまって死亡しているまたは、まとまってうずくまっている場合。



※平成28年南関町の写真
左：急死した鶏 右：嗜眠、沈鬱

アルボウイルス※の流行について

熊本県ではアルボウイルスの流行状況を把握するために、定期的に未越夏牛の検査を行っています。

県内で令和2年9月に検査した未越夏牛49頭のうち85.7%で、イバラキウイルス抗体の陽転が認められたため、8月から9月にかけてイバラキウイルスの流行が疑われました。なお、詳細については、今後ウイルス分離等の検査を行い判明します。

※蚊などの節足動物を介して吸血により脊椎動物に伝播されるウイルス

イバラキ病

イバラキ病は、ヌカカによって媒介されるイバラキウイルスによって引き起こされる急性の熱性疾患です。牛と水牛で届出伝染病に指定されています。

症状 軽度の**発熱**とともに、食欲不振、流涙、結膜充血・浮腫、**泡沫性流涎**、鼻腔・口腔粘膜の充血・鬱血・潰瘍、蹄冠部の腫脹・潰瘍、跛行等

発症牛の約5%に食道麻痺・咽喉頭麻痺・舌麻痺による**嚥下障害**が発生します。

1997年流行時には**流死産**も多く発生しました。

治療 効果のある治療法はなく、対症療法のみ。

本病は嚥下障害を発症しない限り、予後は一般に良好とされています。嚥下障害を発症した牛は、脱水症状や、誤嚥性肺炎を起こすことがあります。



発症牛

出典：動物衛生研究所

阿蘇家保管内の牛でもイバラキウイルス抗体の陽転が確認されています。上記の様な症状が起こる可能性がありますのでご注意くださいよう、お願いいたします。

また、対策にはワクチンが有効です。流行が始まる前の7月までに接種を完了し、十分な免疫を獲得させることが大切です。来年度の接種の検討をお願いします。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N8	ロシア(4件)	家禽	令和2年(2020年)10月1日～10月31日
		韓国(35件)	豚・野生イノシシ	令和2年(2020年)10月1日～10月31日
アフリカ豚熱		ロシア(66件)	豚・野生イノシシ	令和2年(2020年)10月1日～10月31日
		中国(1件)	豚	令和2年(2020年)10月7日
		ウクライナ(1件)	豚	令和2年(2020年)10月19日

令和2年(2020年)11月1日現在

毎月20日はくまもと家畜防疫の日



韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

